

Client Alert

January 2016

EU データ保護規則採択へ

2015年12月15日、長年にわたる協議を経て、EU データ保護規則（以下、「データ保護規則」）がついに合意を見るに至ったことは、非常に大きな進展でした。2016年1月中にはこのデータ保護規則が欧州議会及び欧州評議会により採択される見通しで、採択によりデータ保護規則は正式に発効することとなります。事業者には与えられる移行期間は2年であり、事業者はこの期間中にデータ保護規則への対応を迫られることとなります。

規則の適用範囲

データ保護規則は、28のEU加盟国に対して直接的効力を有します。また、データ保護規則は、EUを拠点とするデータ処理事業者のみ適用されるというわけではなく、EUの個人を対象とする限りにおいて、EUに拠点を有しない事業者もその適用対象に含んでおり、その影響は国際的に広がるものとなります。

注意すべき変更点

執行機関は広範にわたる執行権限を有します。さらに、データ保護規則違反に対し課せられる課徴金は、20,000,000ユーロ又は全世界における年間売上の4%にも上ります。

評議会は、データ保護規則案を、よりリスクベースドアプローチ（リスクに基づいて対応をとることを基本とする方針）に沿ったものに変更しました。これは事業者側にとって好意的にとらえられる変更といえます。これにより、データ保護規則上の規制の一部は、個人の権利又は自由に対するリスクがある場合にのみ適用される（データ漏えいの際の通知義務やプライバシーへの影響評価など）ことになりました。中には高度のリスクがあることが適用の要件とされるものもあります。

個人情報取扱事業者等（data controller及びdata processor）がEU域内に複数の拠点を有する場合には、その個人情報取扱事業者等の主要な拠点（main establishment）が存在する加盟国の管轄機関が、その個人情報取扱事業者等のEU域内におけるデータ保護について監督権限及び執行管轄権を有します（いわゆる One-stop-shop）。但し、特定の加盟国における拠点のみに関する事項又は特定の加盟国の個人に対してのみ実質的な影響がある事項については、その加盟国の管轄機関がその事項について権限を有するという例外も設けられています。

個人を定期的かつ組織的にモニターする事業者又は機微に触れる情報（センシティブデータ）を処理する事業者は、かかるモニタリング又は処理が一定程度以上の規模のものでありかつ事業の中心である場合には、データプロテクションオフィサー（Data Protection Officer）を任命しなければなりません。

www.bakermckenzie.co.jp

本クライアントアラートに関するお問い合わせ先



高瀬 健作

パートナー

03 6271 9752

kensaku.takase@bakermckenzie.com



岡田 次弘

アソシエイト

03 6271 9541

tsugihiko.okada@bakermckenzie.com

ベーカー&マッケンジー
法律事務所 (外国法共同事業)

〒106-0032

東京都港区六本木 1-9-10

アークヒルズ仙石山

森タワー28F

Tel 03 6271 9900

Fax 03 5549 7720

<http://www.bakermckenzie.co.jp/>

データ保護規則が同意可能年齢を 16 歳と定めたことは注意を要する点の一つです。但し、加盟国法が 16 歳よりも低い年齢を別途定めることは認められません（加盟国法によっても 13 歳未満による同意取得を有効とすることは認められません）。なお、本人の同意が、任意にかつ十分な情報提供を受けたうえでなされたものであり、具体的で、かつ明確なものでなくてはならないという点は、従前と変わるものではありません。また、機微に触れる情報（いわゆるセンシティブデータ）については特に明示的な同意であることも要求されることも従前と同様です。